



県 章

滋賀県公報

平成 19 年 (2007 年)
12 月 10 日
第 2874 号
月 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示	
道路区域の変更 (道路課)	1093
道路の供用開始 (道路課)	1094
○ 公 告	
大規模小売店舗の新設の届出の公告 (商業観光振興課)	1094
換地処分公告 (耕地課)	1095
○ 公 安 委 員 会 公 告	
駐車監視員資格者講習および駐車監視員資格者認定考査実施公告 (交通指導課)	1096

告 示

滋賀県告示第 641 号
道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。
この関係図面は、平成 19 年 12 月 10 日から平成 19 年 12 月 24 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。
平成 19 年 12 月 10 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

道路 の 種類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷地の幅員	延 長	備 考
県道	野洲甲西線	湖南省岩根字浦新開 4871 番地先から 湖南省岩根字浦新開 4865 番地先まで	変更後	最小 8.8 m ゝ 最大 17.7 m	120.9 m	国道 1 号バイパス工事に伴うう 回路の設置
				最小 13.0 m ゝ 最大 19.3 m	175.0 m	
			変更前	最小 13.0 m ゝ 最大 19.3 m	175.0 m	
				最小 8.0 m ゝ 最大 12.0 m	319.6 m	
			変更後			

	湖南省岩根字大登田 4832 番地先から		最小 12.7 m ゝ	477.0 m	
	湖南省岩根字十七割 4669 番地先まで		最大 17.2 m		
		変更前	最小 12.7 m ゝ	477.0 m	
			最大 17.2 m		

滋賀県告示 第 642 号

道路法 (昭和 27 年 法律 第 180 号) 第 18 条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、平成 19 年 12 月 10 日から平成 19 年 12 月 24 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 10 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
県道野洲甲西線	湖南省岩根字大登田 4832番地先から 湖南省岩根字十七割 4669番地先まで	平成 19. 12. 10 午後 1 時	L = 319.6 m

公 告

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年 法律 第 91 号) 第 5 条 第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成 19 年 12 月 10 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アル・プラザ堅田 大津市本堅田五丁目 20 番 10 号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町 31 番地 代表取締役 夏原平和
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市小泉町 31 番地 代表取締役 夏原平和 ほか未定テナントあり
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成 20 年 11 月 1 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 19,980 平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 934 台
- 7 駐輪場の収容台数 315 台
- 8 荷さばき施設の面積 168 平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 41.3 立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前 9 時
 - (2) 閉店時刻 午後 9 時 45 分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 4 か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 6 時から午後 10 時まで
- 14 届出年月日 平成 19 年 11 月 22 日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 19 年 12 月 10 日から平成 20 年 4 月 10 日まで

16 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 20 年 4 月 10 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成 10 年 法律 第 91 号) 第 5 条 第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成 19 年 12 月 10 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アンビエントガーデン彦根 彦根市里根町字船坂 79 番の 1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 有限会社彦根エス・シー 大阪府大阪市淀川区宮原三丁目 4 番 30 号 取締役 三瓶勝一
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目 40 番地の 11 代表取締役 山田昇
株式会社ユニクロ 山口県山口市佐山 717 番地 1 代表取締役 柳井正
株式会社ワンゾーン 東京都江東区木場五丁目 10 番 11 号 代表取締役 桑原尚郎
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成 20 年 7 月 23 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 5,981 平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 300 台
- 7 駐輪場の収容台数 161 台
- 8 荷さばき施設の面積 255.8 平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 54.27 立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前 10 時
 - (2) 閉店時刻 午後 10 時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前 9 時 30 分から午後 10 時 30 分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 7 か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前 8 時から翌午前 0 時まで
- 14 届出年月日 平成 19 年 11 月 22 日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県湖東地域振興局総務振興部地域振興課 彦根市元町 4 - 1

彦根市産業部商工課 彦根市元町 4 - 2

(2) 縦覧期間 平成 19 年 12 月 10 日から平成 20 年 4 月 10 日まで

16 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 平成 20 年 4 月 10 日

(2) 提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 〒 520 - 8577 大津市京町四丁目 1 - 1

換地処分公告

土地改良法 (昭和 24 年 法律 第 195 号) 第 89 条の 2 第 9 項の規定により、県営土地改良事業柏木地区植工区の換地処分を平成 19 年 11 月 28 日にした。

平成 19 年 12 月 10 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

公 安 委 員 会 公 告

駐車監視員資格者講習および駐車監視員資格者認定審査実施公告

道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 第 51 条の 13 第 1 項第 1 号イの規定による駐車監視員資格者講習および同号
ロの規定による駐車監視員資格者認定審査を次のとおり実施する。

平成 19 年 12 月 10 日

滋賀県公安委員会委員長 宮 川 孝 昭

1 駐車監視員資格者講習

(1) 講習日程

講習第 1 日目 平成 20 年 1 月 29 日 (火)

講習第 2 日目 平成 20 年 1 月 30 日 (水)

修了考査 平成 20 年 2 月 5 日 (火)

(2) 講習場所 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県警察本部 2 B 会議室 (県庁東館 2 階)

(3) 受講定員 30 人

(4) 受講申込手続等

ア 提出書類 講習を受講しようとする者は、その住所地を管轄する警察署または滋賀県警察本部交通部交通指導課 (他の都道府県に住所を有する者については、滋賀県警察本部交通部交通指導課) に、次の書類および写真提出すること。

(ア) 駐車監視員資格者講習受講申込書

(イ) 写真 2 葉 (申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの)

イ 受付期間 平成 19 年 12 月 10 日 (月) から平成 20 年 1 月 18 日 (金) までの間 (土曜日、日曜日、祝日および平成 19 年 12 月 29 日から平成 20 年 1 月 3 日までを除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

(5) 受講票の交付 郵送により交付する。

(6) 受講手数料 受講申込みをするときに、19,000 円の受講手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納入すること。

なお、納入した手数料は、受講申込み受付後は、駐車監視員資格者講習を受講しなかった場合等でも還付しない。

(7) 携行品 受講票、筆記用具、印鑑および写真入り身分証明書 (自動車運転免許証、パスポート等)

2 駐車監視員資格者認定審査

(1) 実施期日 平成 20 年 2 月 5 日 (火)

(2) 実施場所 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県警察本部 2 B 会議室 (県庁東館 2 階)

(3) 受検資格 次のいずれかに該当する者であること。

ア 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関する事務に従事した期間が通算して 3 年以上である者

イ 確認事務における管理的または監督的地位にあった期間が通算して 5 年以上である者

ウ アまたはイに掲げる者と同等の経歴を有する者

(4) 認定申請の手続等

ア 提出書類 駐車監視員資格者の認定を受けようとする者は、その住所地を管轄する警察署または滋賀県警察本部交通部交通指導課 (他の都道府県に住所を有する者については、滋賀県警察本部交通部交通指導課) に、次の書類および写真を提出すること。

(ア) 駐車監視員資格者認定申請書

(イ) 写真 2 葉 (申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの)

(ウ) (3) のア、イまたはウに掲げる者に該当することを証する書面

イ 受付期間 平成 19 年 12 月 10 日 (月) から平成 20 年 1 月 18 日 (金) までの間 (土曜日、日曜日、祝日および平成 19 年 12 月 29 日から平成 20 年 1 月 3 日までを除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

なお、郵送による申込みは、受け付けない。

(5) 受検票の交付 郵送により交付する。

(6) 申請手数料 認定の申請をするときに、4,500 円の審査手数料を滋賀県警察関係事務手数料収入証紙により納

入すること。

なお、納入した手数料は、認定の申請の受付後は、認定審査を受けなかった場合等でも還付しない。

- (7) 認定審査での携行品 受検票、筆記用具、印鑑および写真入り身分証明書 (自動車運転免許証、パスポート等)

3 注意事項

- (1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けた者または認定審査を経て認定書の交付を受けた者であっても、駐車監視員資格者証の交付申請の際、道路交通法 第 51 条の 13 第 1 項 第 2 号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることができない。

欠格事由

- ・ 18 歳未満の者
- ・ 成年被後見人もしくは被保佐人または破産者で復権を得ないもの
- ・ 一定の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者
- ・ アルコール、覚せい剤中毒者などに該当する者 等

- (2) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

4 問い合わせ先および申請書用紙の請求先

- (1) 滋賀県警察本部交通部交通指導課 〒 520 - 8501 大津市京町四丁目 1 番 2 号 (077 - 522 - 1231 内線 5123)
- (2) 県下各警察署の交通課

